

お試しワーケーション受入事業補助金

■内容

十日町市でのワーケーションの推進や移住者の掘り起こしを図るため、新潟県外から十日町市内にワーケーションで滞在する者に対し、その滞在費を補助します。

■補助対象者

ワーケーションやテレワークを目的に来市し、市内宿泊施設に滞在する新潟県外者。

■補助率、補助上限、補助対象事業費

●補助対象となる経費

市内宿泊施設に滞在するための宿泊費

●補助率 1泊当たりの宿泊費の1/2

(ただし、1泊当たりの補助上限5千円、最長6泊分を補助)

※令和3年9月1日から令和4年2月28日までの宿泊分が補助対象となります。

■補助金申請の方法

(補助金申請時の提出書類)

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②宿泊金額の分かる書類など
- ③ワーケーションであることが分かる勤務先からの証明書(任意様式)

(補助金請求時の提出書類)

- ①補助金実績報告書兼請求書(様式第2号)
- ②請求書、領収書などの写し
- ③実績報告書兼請求書に記載の口座情報の分かる通帳等の写し

■申請受付期限

令和4年2月28日

※申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

お問合せ先：十日町市役所産業政策課 産業振興係 (☎025-757-3139)